

平成 30 年度大阪府サービス管理責任者等研修募集要項

本研修は、社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団が、大阪府からの指定を受け（指定番号 3）厚生労働省の定めた「サービス管理責任者研修事業実施要綱」及び大阪府の定めた「大阪府サービス管理責任者等研修事業者実施要領」に基づいて実施するものです

1. 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく障がい福祉サービス等の質を確保するため、個々のサービス利用者の障がい特性や生活実態に関する専門的知識並びに個別支援計画作成及びサービス内容の評価等の技術を持ち、更には、他のサービス等提供職員に対する指導的役割を果たすことのできるサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とします

2. 受講対象者

サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者として従事しようとする人

(1) サービス管理責任者研修（介護、地域生活(知的・精神)、就労の分野）

障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービスのいずれかを実施する指定障がい福祉サービス事業所において、サービス管理責任者として配置しようとする者

(2) 児童発達支援管理責任者研修

児童福祉法に基づき、障がい児通所支援のいずれかを実施する指定障がい児通所支援事業者、もしくは障がい児入所支援を実施する指定障がい児入所施設において児童発達支援管理責任者として配置しようとする者

【サービス管理責任者等の研修受講に関する猶予措置の見直し】

実務経験要件を満たすものについては、研修を修了している者とみなす猶予措置について、平成 31 年 3 月 31 日をもって廃止されます

ただし、やむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠員の場合は事由発生日から 1 年間の猶予措置は継続しています

3. サービス種別と研修分野

研修及び分野	障がい福祉サービス等
サービス管理責任者研修	
介護分野	療養介護、生活介護
地域生活（身体）分野	自立訓練（機能訓練） ※今年度は当研修事業者では実施いたしません
地域生活（知的・精神）分野	自立訓練（生活訓練）、共同生活援助（グループホーム） 自立生活援助 ※共同生活援助については、身体障がい者も対象に含まれるが、分野については、従前のとおり地域生活（知的・精神）とする
就労分野	就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）
児童発達支援管理責任者研修	
児童発達支援管理責任者研修	障がい児入所支援、障がい児通所支援

4. 研修日時・場所

研修	サービス管理責任者研修			児童発達支援 管理責任者研修
分野	1 介護	2 地域生活 (知的・精神)	3 就労	4 児童
定員	80名	80名	160名	240名
全体講義 1日目	平成30年12月5日(水) 9時00分～17時30分			
【分野別講義・演習】 2日目	平成30年 12月6日(木) 9時00分～ 17時45分	平成30年 12月13日(木) 9時00分～ 17時45分	A日程 平成31年 1月21日(月) 9時00分～ 17時45分	A日程 平成31年 2月4日(月) 9時00分～ 17時45分
			B日程 平成31年 1月28日(月) 9時00分～ 17時45分	B日程 平成31年 2月25日(月) 9時00分～ 17時45分
【分野別講義・演習】 3日目	平成30年 12月7日(金) 9時00分～ 17時45分	平成30年 12月14日(金) 9時00分～ 17時45分	A日程 平成31年 1月22日(火) 9時00分～ 17時45分	A日程 平成31年 2月5日(火) 9時00分～ 17時45分
			B日程 平成31年 1月29日(火) 9時00分～ 17時45分	B日程 平成31年 2月26日(火) 9時00分～ 17時45分
				C日程 平成31年 2月27日(水) 9時00分～ 17時45分
				C日程 平成31年 2月28日(木) 9時00分～ 17時45分

【場所】 講義・演習ともに

国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）

大阪府堺市南区茶山台1-8-1【泉北高速鉄道線「泉ヶ丘」駅下車徒歩約3分】

- ※ 研修は全体講義（全分野共通）並びに分野別実施される講義・演習の合計3日間です
- ※ 実施時間については予定です。詳細は受講決定時に送付する受講決定通知をご確認ください
- ※ サービス管理責任者研修（就労分野）のA・B日程、児童発達支援管理責任者研修のA・B・C日程はそれぞれ同じ内容です。日程は事務局で決定し、受講決定通知にてお知らせします（日程の指定はできませんのでご了承ください）

5. 受講決定及び通知

- ・ 複数分野の受講申込みは可能ですが、その場合は、それぞれの分野で受講の可否を決定をします
- ・ 受講の可否については、同封いただく返信用封筒にてお知らせいたします
住所の記載間違い、切手の貼り忘れにご注意ください
- ・ 可否通知につきましては、**11月12日（月）頃に発送**を予定しております
11月16日（金）を過ぎて届かない場合のみ、研修事務局へお問合せください
なお、受講の可否に関するお問合せには一切お答えいたしませんのでご了承ください

6. 複数の研修事業者への申込み

- ・ 平成 30 年度は、3 つの指定研修事業者が本研修を実施します
大阪府における指定研修事業者、募集期間及び研修期間は以下のとおりです
- ・ 研修対象者及び優先順位はどの研修事業者でも同様です

事業者名	大阪府社会福祉事業団 (指定番号 1)	大阪府社会福祉協議会 (指定番号 2)	大阪府障害者福祉事業団 (指定番号 3)
募集期間	平成 30 年 5 月 7 日から 平成 30 年 5 月 25 日まで	平成 30 年 8 月 1 日から 平成 30 年 8 月 21 日まで	平成 30 年 9 月 25 日から 平成 30 年 10 月 12 日まで
研修期間	平成 30 年 8 月 21 日から 平成 30 年 9 月 28 日まで	平成 30 年 10 月 26 日から 平成 30 年 12 月 19 日まで	平成 30 年 12 月 5 日から 平成 31 年 2 月 28 日まで

7. 研修の修了及び修了証書の交付

- ・ 修了証書を交付するためには、3日間の講義・演習を全て受講していただく必要があります
いずれかの講義又は演習を欠席した場合、修了証書は交付できません
- ・ ただし、すでにサービス管理責任者研修又は児童発達支援管理責任者研修を修了し、修了証書の交付を受けた方が、本研修を受講する場合については、**修了証書の写しを事前に提出した場合のみ**、全体講義の受講を免除することができます
- ・ 修了証書については、研修最終日に手渡しにより交付させていただきます

- ※ 10分以上の遅刻、早退及び途中退席された場合は欠席とみなします
- ※ 講義・演習中に携帯電話、スマートフォン、タブレット等通信端末を使用された場合はカリキュラムを修了したとみなすことができません
- ※ 受講態度が著しく不良の場合は、修了証書を交付できない場合があります
- ※ 虚偽の内容により申込みをした場合は、修了証書交付後であっても修了の取消し等の措置を講ずる場合があります

8. 受講費用について

受講費用：20,000円（税込）

- ・ 今回の募集で複数分野を受講される場合は2分野目以降1分野につき12,000円が加算となります
- ・ すでにサービス管理責任者研修又は児童発達支援管理責任者研修を修了し、修了証書の交付を受けた方が新たに他の分野を受講する場合、**全体講義の受講・未受講にかかわらず**、20,000円となります
- ※ 「振込先」、「振込方法」は「受講決定通知」に同封して送付いたします
- ※ なお、納付済の受講料については、**いかなる理由があっても返金できません**

- ※ 領収証の発行及び宛名の変更はいたしません
金融機関の「お振込み控え」等をもって、領収書にかえさせていただきます
- ※ 振込手数料は受講者負担にてお願いいたします

9. 優先順位〔申込多数の場合の取扱い〕

- ・ 受講申込者が定員を超えた場合は、「大阪府サービス管理責任者等研修事業者実施要領」に基づき、以下の順番に優先順位をつけ、上位から順番に受講決定します
この場合、先に大阪府内の事業所に配置予定の受講者を選考し、定員に余裕があれば他府県の事業所に配置予定の受講者を選考します
- ・ 受講者選考は、受講申込者が事業所に配置（従事）される状況に基づき決定するものです
「従事する予定の事業所について」の欄は必ず配置（従事）予定の事業所に状況を確認の上、受講申込書及び推薦書に記入してください
- ・ 代表者は受講申込書及び推薦書の記載内容を確認の上、「推薦欄」を記入、「印」の箇所に法人（会社）又は事業所印で押印してください
なお、推薦が得られない場合及び市町村への照会に了解いただけない場合は必ず「理由欄」に理由を記入してください

【サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修】

- ① 「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年厚生労働省告示第544号)」（以下「サビ管告示」という。）の規定により、研修を修了せずサービス管理責任者として配置されている者又は「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成24年厚生労働省告示第230号）（以下、「児発管告示」という）の規定により、研修を修了せず児童発達支援管理責任者として配置されている者で、研修を修了しなければサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の要件が満たせない者
- ② 今年度に研修を修了することにより、今年度にサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置予定の者のうち1人目の者
- ③ 今年度に研修を修了することにより、来年度にサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置予定の者のうち1人目の者
- ④ サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者としての要件となる実務経験を満たしている者で、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の配置・交代が必要になった場合に備え、資格を用意しようとする者。
- ⑤ 上記以外で受講要件を満たす者については、事業の開始予定年度と実務経験の期間を勘案し優先順位を付けさせていただきます。

※②及び③については、厚生労働省令で定める人員基準により配置が義務付けられている場合は、2人目以降の者も当該順位に該当することとする。その場合、「受講申込書及び推薦書（別紙1）」の「申込理由欄」に、前年度の実利用者数を配置が義務付けられている員数を必ず記入すること。
記入のない場合、受講決定の際に一切考慮いたしません。

（注）受講申込者が退職した場合、法人の推薦は取下げとなり、個人申込みの扱いとなります

10. 申込み方法

1 「応募必要書類確認書」＜別紙 2＞の【必要書類準備確認】で必要書類を確認

↓

2 「受講者推薦及び申込書」＜別紙 1＞に必要事項を自筆で記入

↓

※記入漏れや書類に不備があった場合、申込み受け付けができません

3 必要書類の最終確認

「応募必要書類確認書」＜別紙 2＞の【同封確認】を行い、チェック欄にチェックを入れる

↓

※複数分野受講の方は、受講希望分野ごとに返信用封筒が必要です

4 申込み書類一式を、下記申込先へ郵送

【申込先】〒584-0054 大阪府富田林市大字甘南備 216 番地

社会福祉法人 大阪府障害者福祉事業団事務局 サービス管理責任者等研修事務局 あて

締め切り：平成 30 年 10 月 12 日（金） 17 時 30 分 **※必着**

- ※ 10 月 12 日（金）17 時 30 分までに郵送にて届いた申込書のみ受け付けいたします
- ※ 期日を過ぎた場合および郵送ではなく直接持参された場合には一切受け付けいたしません
- ※ ご提出いただいた書類については、返却いたしませんのであらかじめご了承ください

11. 受講に関するお問い合わせ

社会福祉法人 大阪府障害者福祉事業団事務局

「サービス管理責任者等研修事務局」 【担当】朝倉

電話：0721-34-3606 お問い合わせアドレス：work-shop@sfi-osaka.net

※研修に関するお問合せは、緊急時を除き、可能な限りメールにてお問合せください

※お電話でのお問い合わせは、土・日・祝日を除く9時00分～17時30分とし、担当者不在の場合
はすぐに回答できない場合がありますので、あらかじめご了承ください